

第34回

読谷村農業委員会会議録

第34回 読谷村農業委員会総会 議事録

開催年月日		令和 5 年 6 月26日（月）			
開催時刻		14時00分 開会 15時00分 閉会			
開催場所		読谷村役場 3 階大会議室			
農業委員の出欠状況		出席者10名 欠席者 0 名			
議席 番号	氏名	摘要	議席 番号	氏名	摘要
1 番	伊波 正景	出	6 番	知花 勝也	出
2 番	屋宜 清	出	7 番	知花 竜	出
3 番	上地 和豊	出	8 番	知花 毅	出
4 番	與久田 一徳	出	9 番	真栄田 武	出
5 番	比嘉 健二	出	10番	比嘉 幸男	出
農地利用最適化推進委員の出欠状況			出席者 7 名 欠席者 1 名		
氏名		摘要	氏名		摘要
知花 勝		出	仲村渠 英正		欠
津波 宏		出	比嘉 豊彦		出
上地 邦彦		出	棚原 靖		出
比嘉 光雄		出	江田 守恭		出
議事録署名委員		2 番 屋宜 清 5 番 比嘉 健二			
事 務 局 職 員		局長 新垣 功 係長 寺西 正吾			

議事日程

日程1	会長諸般の報告
日程2	会議録署名委員の指名について
日程3	会期の決定について
日程4	報告第6号 農地転用許可指令の接受について
日程5	議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程6	議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程7	議案第26号 非農地証明願いについて
日程8	議案第27号 農地利用集積計画（案）に係る意見決定について
日程9	議案第28号 読谷村農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）について

議長	これより第34回読谷村農業委員会総会を始めます。 — 日程1 会議録署名委員の指名について — — 日程2 会期の決定について — — 日程3 会長諸般の報告 —
議長	それでは審議を進行します。日程4の報告第6号 農地転用許可指令の接受について、事務局より報告をお願いします。
事務局	議案書2ページをお開きください。 報告第6号 農地転用許可指令の接受について。
議長	ただいま事務局より報告がありました。これは報告ですので、質問がなければ進行したいと思いますが、よろしいでしょうか。 (「はい」の声あり)
議長	次に日程5の議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。
事務局	議案書3ページをお開きください。 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について。
議長	ただいま議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。 これより審議に入ります。受付番号1番について、現地を確認した地区担当のほうから御意見ををお願いします。
委員(6番)	航空写真8ページです。申請人は使用貸借権を設定して野菜を計画しており、新規就農を目指しております。許可基準適合表も特段問題ないようですが、とても荒れた土地です。ここを3年間借りて新規就農なのだが、この方はサラリーマンとなっている。事務局のほうで何か情報とかはありますか。
事務局	議長、休憩をおねがいします。
議長	休憩します。

— 休憩 —

議長

審議を再開します。

委員（６番）

書面上の問題はないので許可でもいいかと思う。ただ、疑問符のつくことも多い。まずこの土地の状態で３年間の使用貸借権は農業をやっている身からすればやらない人が多いと思う。またサラリーマンをしていて新規就農でこの土地を使いこなせるのか。だから今、問題提起をしている。ただ、誰も彼もシャットアウトするわけではなく、本人に意思があるのであれば継続してもらおうという形で許可をしたいと思います。

議長

今、地区担当の知花勝也委員からは、許可基準適合表もクリアして、今のところ何の問題もないということで許可相当の御意見がありますけれども、この件に関してはほかの委員から御質問等がありましたらお願いします。なければ進行してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長

では質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号１番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号１番は許可相当で決定しました。
次の審議に入ります。受付番号２番について、現地を確認した委員のほうからの御意見をお願いしたいと思います。

委員（９番）

９番、真栄田です。写真２ページを御覧ください。何年か前からハウスの棟数増えてきているのが皆さんお分かりだと思います。所有権移転贈与で、Ａさんも一緒にやっていることでありますし、何ら問題ないかと思います。許可相当でお願いします。

議長

現地を確認した真栄田委員のほうからは許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御意見等ありますか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声ですので進行します。

では質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号２番は、許可相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号２番は許可相当で決定しました。

次に受付番号３番について、現地を確認した委員のほうから御意見ををお願いします。

委員（９番）

９番、真栄田です。受付番号３番の畑は賃借から売買に変わるもので、現状もきれいにやられておりますので、何ら問題ないかと思えます。許可相当でよろしくをお願いします。

議長

現地を確認した真栄田委員のほうからは、許可相当の御意見であります。この件に関してはほかの委員からの御質問等がありましたらをお願いします。

（「進行」の声あり）

議長

では質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号３番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号３番は許可相当で決定しました。

次に、日程６の議案第25号 農地法第５条の規定による許可申請について議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書20ページをお開きください。

議案第25号 農地法第５条の規定による許可申請について。

議長	ただいま議案第25号の農地法第5条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。 これより審議に入ります。受付番号1番について現地を確認した委員のほうから御意見ををお願いします。
委員（4番）	4番の與久田です。この土地は宅地となっておりまして、特に建てるのに問題ないが、許可基準適合表がまだクリアしていませんので、今日の時点では不許可でお願いします。
議長	現地を確認した與久田委員のほうからは許可基準適合表がクリアしていないということで、不許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御意見等ありましたらどうぞ。
委員（6番）	6番、知花です。基準適合表×がついているのは、500平米を超えているからということですか。
事務局	はい。分筆されているが、分筆前が500を超えているということで、そういうことです。
委員（6番）	この大枠のところだけが300ですか。
事務局	そうですね。全体では恐らく700ぐらいはあると思います。
委員（6番）	分かりました。
議長	ほかに御質疑はないでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしの声ですので進行します。 では質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号1番は不許可相当で進達することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）

議長	異議なしと認め、受付番号1番は不許可相当で進達することに決定しました。 次に受付番号2番について、現地を確認した委員のほうから御意見ををお願いします。
委員（4番）	4番、與久田です。航空写真5ページを御覧ください。この土地周辺は新興住宅街となっていて、どんどん新しい家が建っている場所です。それで、許可基準適合表もクリアしていますので、許可相当をお願いします。
議長	現地を確認した與久田委員のほうからは許可相当の御意見であります。ほかに御意見等ありましたらどうぞ。 （「異議なし」の声あり）
議長	では質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号2番は御意見のとおり許可相当で進達することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号2番は許可相当で進達することに決定しました。 次に受付番号3番について、現地を確認した委員のほうから御意見ををお願いします。
委員（8番）	8番、知花です。現地は、この譲受人が外国人で約83坪を所有権移転して駐車場にするという内容です、審査基準適合表でも問題なしだが、1つだけ懸念するのは、この人たちは外国人登録もされていない。ということは、居住証明は軍しか証明できないという中で、読谷村の自治体において外国人登録もされておらず印鑑登録もできない。果たして登記法上の所有権移転登記ができるのか疑問です。現地でも事務局に確認したが、できるとのことだった。気がかりではあるが性善説に立って許可基準適合表に沿った形でお願いしたいというふうに考えている。ただ、心残りとしては本当に法的に所有権、以前も中国の女性が離島を買い込んで全国的にも問題に

なったことがあったわけですが、そういうふうにして簡単に外国人登録もされていない、基地の証明で日本の土地の売買が簡単にされてできるのかというのはいまだに疑問です。以上です。

議長 事務局から何かありますか。

事務局 もちろん、穀委員のいうことは気にはなるが、農地法として転用は可能だと思う。必要な書類等は集めてはいて、所有権移転ができるということも法務局とかそういったところになると思うんですけども、この辺を少し調べてみたい。

議長 ほかに御質問のある方。

知花推進委員 議長、休憩をお願いします。

議長 休憩します。
— 休憩 —

議長 再開します。
現地を確認した知花委員のほうからは、許可基準適合表も何ら問題なく許可相当の御意見でよろしいですよ。

（「なし」の声あり）

議長 では質疑を終結して、これより採決を行います。
受付番号3番は御意見のとおり許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、受付番号3番は許可相当で進達することに決定しました。
次に受付番号4番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いします。

委員（５番）	資料の７ページを御覧ください。申請地周辺は住宅地として利用され、一般住宅を建築することから問題なく、許可基準適合表もクリアしているので問題なく、許可相当でお願いいたします。
議長	現地を確認した比嘉委員のほうからは許可基準適合表も何ら問題なく、許可相当の御意見であります。これに対してほかの委員からの御意見等ありましたらどうぞ。 （「なし」の声あり）
議長	異議なしですので進行します。 質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号４番は御意見のとおり許可相当で進達することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号４番は許可相当で進達することに決定しました。 次に受付番号５番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。
委員（５番）	５番、比嘉です。資料の８ページを御覧ください。受付番号５番につきましては、申請地は用途地域内であり、宅地造成の計画であるが基準適合表もクリアできていないので、不許可相当でお願いいたします。
議長	現地を確認した比嘉委員のほうからは、許可基準適合表がまだクリアされていないということで不許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御意見がありましたら。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしの声ですので進行します。 質疑を終結して採決を行います。受付番号５番は御意見のとおり不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号5番は不許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号6番について、委員のほうから御意見をお願いします。

委員(5番)

5番、比嘉です。資料の9ページ、6番を御覧ください。申請地の周辺は牧草地で利用されており、生活環境課へ許可基準申請書を提出済みであり問題なく、許可基準適合表もクリアしていることから許可相当でお願いいたします。

議長

現地を確認した比嘉委員のほうからは、何ら問題ないということで許可相当の御意見であります。この件に関してほかの委員からの質問がありましたらどうぞ。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声ですので進行します。

質疑を終結して採決を行います。受付番号6番は御意見のとおり許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号6番は許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号7番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いします。

委員(5番)

5番、比嘉です。資料の9ページ、7番を御覧ください。申請地の周辺は墓地として利用されており、生活環境課への墓地経営許可申請書を提出済みであり問題なく、許可基準適合表もクリアしていることから許可相当でお願いいたします。

議長

現地を確認した比嘉委員のほうからは、許可相当の御意見であります。ほかの委員からの質問がありましたらどうぞ。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声ですので進行します。

質疑を終結して採決を行います。受付番号7番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号7番は許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号8番について、現地を確認した委員のほうから御意見ををお願いします。

委員（5番）

5番、比嘉です。資料の9ページ、8番を御覧ください。ここも申請地の周辺は墓地として利用されており、生活環境課への墓地経営許可申請書を提出済みであり問題なく、許可基準適合表もクリアしていることから許可相当でお願いいたします。

議長

現地を確認した比嘉委員のほうからは、許可相当の御意見であります。ほかの意見がありましたらどうぞ。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声ですので進行します。

質疑を終結して採決を行います。受付番号8番は御意見のとおり許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号8番は許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号9番について、現地を確認した委員のほうから御意見ををお願いします。

委員（7番）	7番、知花です。受付番号9番の申請地は農用地から除外されており、周辺の住宅地として利用され一般住宅を建築する計画であり、許可基準適合表もクリアしていることから何ら問題ないと思います。総会が始まる前に修正で許可基準適合表に×がついていたのですが○に変わっていますので、許可相当でお願いいたします。
議長	現地を確認した知花委員のほうからは、許可基準適合表がクリアされたということで許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御質問ありましたらどうぞ。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしの声ですので進行します。 質疑を終結して採決を行います。受付番号9番は御意見のとおり許可相当で進達することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号9番は許可相当で進達することに決定しました。 次に受付番号10番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いします。
委員（7番）	7番、知花です。こちらの受付番号10番も隣接する土地になっておりまして、許可基準適合表も何ら問題ないので許可相当でお願いいたします。
議長	現地を確認した知花委員のほうからは、許可基準適合表がクリアされたということで許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御質問ありましたらどうぞ。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしの声ですので進行します。 質疑を終結してこれより採決を行います。受付番号10番は御意見

のとおり許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号10番は許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号11番について、現地を確認した委員のほうから御意見ををお願いします。

委員（5番）

11番は、申請地の周辺は住宅地として利用され、隣接する株式会社Bの敷地拡張として計画をしていることから問題ないです。許可基準適合表もクリアしているので許可相当でお願いいたします。

議長

現地を確認した比嘉委員のほうからは、許可基準適合表も問題なくクリアしておりますので、許可相当の御意見であります。ほかに御質問等ありましたらどうぞ。

（「進行」の声あり）

議長

進行の声ですので進行します。

質疑を終結してこれより採決を行います。受付番号11番は御意見のとおり許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号11番は許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号12番について、現地を確認した委員のほうから御意見ををお願いします。

委員（9番）

議長、12番、13番は一緒にいいですか。

議長

では、これは一括審議でよろしいでしょうかね。

委員（９番）	９番、真栄田です。写真の12ページを御覧ください。場所的には何ら問題ないかと思いますが、適合表のほうは12番、13番ともにクリアしていないので、本日は不許可相当でお願いします。
議長	現地を確認した真栄田委員のほうからは、受付番号12番、そして13番については許可基準適合表がクリアされておられませんので、不許可相当の御意見であります。ほかに御質問がありましたらお願いします。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしの声ですので進行します。 受付番号12番それから13番については、不許可相当で進達することに御異議ございませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号12番と13番については不許可相当で進達することに決定しました。 次の審議に移ります。受付番号14番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いします。
委員（２番）	２番、屋宜です。申請地は用途地域内にあり、許可基準適合表もクリアしていますので、許可相当でよろしいかと思います。
議長	現地を確認した屋宜委員のほうからは、許可相当の御意見であります。ほかに御質問等ありましたらお願いします。なければ進行してよろしいですか。
	（「はい」の声あり）
議長	では質疑を終結してこれより採決を行います。受付番号14番は御意見のとおり許可相当で進達することに御異議ございませんか。
	（「異議なし」の声あり）

議長	異議なしと認め、受付番号14番は許可相当で進達することに決定しました。
	次に日程 7 の議案第26号 非農地証明願いについて議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。
事務局	議案書24ページをお開きください。 議案第26号 非農地証明願いについて。
議長	ただいま議案第26号 非農地証明願いについての提案理由の説明がございました。これより審議に入ります。受付番号 1 番について、現地を確認した委員のほうから御意見からお願いします。
比嘉推進委員	豊彦です。写真の14ページの真ん中を御覧ください。申請地は小規模農地で周辺は原野や墓地に囲まれており、農地として継続利用することが見込まれてないことから非農地として問題ないと思いますので、証明相当でお願いします。
議長	現地を確認した比嘉推進委員のほうからは農地として継続利用することが見込まれていないことから、非農地として問題ないということで証明相当の御意見であります。ほかの委員からの御質問等ありましたらお願いします。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしの声ですので進行します。 質疑を終結してこれより採決を行います。受付番号 1 番について、御意見のとおり証明相当で決定することに異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、受付番号 1 番は証明相当と決定しました。 次に受付番号 2 番について、現地を確認した委員のほうから御意見ををお願いします。

委員（９番）	９番、真栄田です。受付番号２番の土地は軍用地跡であり、宅地整備が始まりますので、農地性はないということで証明相当でお願いします。
議長	現地を確認した真栄田委員のほうからは、農地性がないということで証明相当の御意見であります。ほかに御意見等ありましたらお願いします。なければ進行してよろしいですか。 （「はい」の声あり）
議長	では質疑を終結してこれより採決を行います。受付番号２番については、意見のとおり証明相当で決定することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号２番は証明相当と決定しました。 非農地証明に関する現地調査確認書の記載については、事務局に一任することによってよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしということで、非農地証明に関する現地調査確認書の記載については、事務局に一任することに決定をしました。 次に日程８の議案第27号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定について議題とします。 では事務局より提案理由の説明からお願いします。
事務局	議案書27ページをお開きください。 議案第27号農用地利用集積計画（案）に係る意見決定について。
議長	これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をして質問をお願いします。 （「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声ですので進行したいと思います。

では質疑を終結してこれより採決を行います。ただいま議題となっております議案第27号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定については、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、議案第27号は原案どおり決定されました。

議長

次に日程9の議案第28号 読谷村農地パトロール（利用状況調査）の実施要領（案）について議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書31ページをお開きください。

議案第28号 読谷村農地パトロール（利用状況調査）の実施要領（案）について。

議長

ただいま事務局のほうから農地パトロールの実施要領（案）についての説明がございました。これより質疑を行いたいと思います。質疑のある方はお願いします。

議長

ほかに御質疑等ありませんでしょうか。なければ進行してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長

では質疑を終結してこれより採決を行います。ただいま議題となっております議案第28号 読谷村農地パトロール（利用状況調査）の実施要領（案）については原案どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、議案第28号は原案どおり決定されました。

これをもって日程 1 から日程 9 まで、全ての審議が終了しました。議決事項における議事整理については、会長並びに事務局に一任することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、このように決定いたしました。

以上をもって第34回読谷村農業委員会総会が無事に終了しましたので、委員の皆さんに御礼を申し上げます。これで総会を閉じますが、連絡事項等については事務局のほうからお願いをいたします。